

所 信

平成 2 7 年 9 月 1 7 日
日 本 証 券 業 協 会
全国証券取引所協議会
一般社団法人 投資信託協会

我が国経済は、政府・日本銀行による大胆な金融政策、機動的な財政政策の効果に加え、スピード感を持った成長戦略の一体的な推進により多くの企業が過去最高の企業収益を記録するなど力強さを取り戻し、新たな成長局面を迎えつつある。

政府の「日本再興戦略」（改訂 2015）においては、経済の好循環の維持、持続的な成長のためには「投資」が必要であるとされており、金融資本市場については「投資家にとって魅力ある」、「家計資産が成長マネーに向かう活発な」市場の実現を目指すとされている。

我々としても、この「日本再興戦略」に盛り込まれた主要施策の具体化・実行に向けて積極的に貢献するとともに、投資による資産形成の推進及び活力ある金融資本市場の実現に向けて、以下に掲げる方策に全力で取り組む所存である。関係各位におかれても、一層の御理解と御協力をお願いしたい。

I. 投資による資産形成の推進

1. 中長期的な資産形成の推進

我が国における少子高齢化の進展等を踏まえると、個人の資産形成の重要性はますます高まっており、人生の早い段階から投資を通じた資産形成を行えるような環境の整備を進める必要がある。

まず、投資による中長期的な資産形成に資する金融商品・サービスの提供が根付くよう、必要な取組み及び働きかけを行う。特に、投資信託等について、ライフサイクルに適した幅広い商品の提供に向けた取組みを進める。

また、NISA 及びジュニア NISA を通じた資産形成を行うことの有用性を幅広い世代に理解してもらえるよう広報活動を推進するとともに、この非課税制度の恒久化、拡充及び簡素化が図られるよう関係各方面に働きかけを行う。

さらに、デリバティブ取引の金融所得課税の一体化に向けた検討、上場株式等の世代間の資産移転や確定拠出年金制度の利用促進に資する税制面での取組み等を進める。

2. 金融リテラシーの普及・推進

小・中学校から社会人までの各段階において幅広く金融リテラシーを浸透させ、その定着に努める。

学校教育においては、文部科学省に対し中学校・高等学校における金融経済教育のさらなる拡充を要望するとともに、要望の実現に向け関係各方面への働きかけを推進する。さらに、教育現場への講師派遣や学習教材の提供等、教育支援活動のより一層の拡充を図る。

また、若年層の投資に対する興味・関心を喚起するコンテンツの整備と情報発信の拡充を図るとともに、個人の資産形成を支援する制度の進展を踏まえた投資未経験者向けセミナー等の取組みを進める。

「株や社債をかたった投資詐欺」の被害防止については、警察当局、財務局、消費者庁等の協力を得ながら、引き続き広報活動を行う。

II. 活力ある金融資本市場の実現

1. 金融資本市場の機能・競争力の強化

効率的かつ効果的な投資が可能となるよう、金融資本市場の機能・競争力の強化を進めていく。

国際金融センターとしての東京の地位確立に向け、証券界・資産運用業界において取り組むべき事項の検討を進めるとともに、ビジネス・生活環境の整備など関係機関に対し必要な働きかけを行う。

企業の持続的成長の促進と投資家のリターン拡大を図るため、スチュワードシップ・コードを踏まえた企業との建設的な対話等の推進に努めるとともに、資産運用業者の運用力強化に向けた取組みを行う。

新規・成長企業に対するリスクマネーの円滑な供給の観点から、株式投資型クラウドファンディングの利用に向けた取組みを進める。あわせて、地域に根差した企業等の株式等に係る取引及び資金調達に資するための株主コミュニティ制度について制度周知などの取組みを進める。

また、社債市場の活性化の実現に向けた取組みとして、本年 11 月の社債の取引情報等の発表開始に向けたシステム整備や新たな社債権者保護の枠組みとして提言された「社債管理人制度」及び「情報伝達インフラ」の利用促進・普及に努める。

さらに、国際的な課題となっている証券取引の決済リスク削減に向けた取組みとして、平成 30 年度上期の国債の決済期間短縮（T＋1 化）の実施に向けた決済インフラの整備等を進めるとともに、株式等の決済期間短縮（T＋2 化）の実施に向けた課題の検討を行う。

2. 仲介者の機能・信頼性の向上

市場仲介者の機能・信頼性の向上への取組みは、活力ある金融資本市場の実現に不可欠である。

市場仲介者においては、法令・自主規制規則遵守の徹底やコンプライアンス態勢の整備はもとより、投資家から期待される役割と責任を果たすため、顧客ニーズに適合した多様で魅力ある金融商品・サービスの提供など不断の努力を重ねていく。

こうした個々の取組みに加え、業界全体の取組みとして、機動的かつ効果的な監査の実施に引き続き努めるとともに、分別管理監査の「法令遵守に関する検証業務」への統一の実現に向けた検討を進める。あわせて、インターネットにおける高齢者取引やアナリストによる情報発信等のあり方について検討を進める。

また、インサイダー取引の未然防止に向けて、「J－I R I S S」（内部者情報登録・照合システム）への登録促進に向けた上場会社への働きかけ等を継続するとともに、「反社情報照会システム」等を通じた反社会的勢力排除の徹底に努める。

さらに、社会保障・税番号（マイナンバー）制度の円滑な実施に向けた取組みを進めるとともに、今後の民間利活用の拡大に向けた検討及び働きかけを行う。

3. グローバルな情報発信・連携の拡充

我が国金融資本市場の国際的なプレゼンスを一層向上させるため、海外でのイベント開催や英語による情報提供を通じ、最近における我が国の市場活性化やコーポレートガバナンス強化のための取組みについて積極的に周知広報を行う。

また、海外機関との積極的な連携・情報交換を進め、国際的な法規制等の共通課題への適切な対応を図るとともに、新興国市場に対する技術支援を強化する。

以 上